

「建築基準法施行令の一部を改正する政令案」について



石綿による健康被害防止のため、改正建築基準法施行令が 10 月 1 日より施行されます。主な改正点としましては、今までは有害物質(化学物質)としてクロルピリホス及びホルムアルデヒドが定められていましたが、そこに大気汚染防止法や建築基準法、廃棄物処理法の改正により、建築物への石綿使用規制が導入されたことを受け、石綿を加えることとし、建築材料に石綿を添加、石綿の添加された建築材料を使用してはならないこと。また、石綿を含有する建築材料を使用している既存の建築物の大規模な改修等を行う場合には、囲い込みや封じ込め等を始めとした対策をとらなくてはならないこと等が追加されています。

当社では、建築材料(吹き付け材含む)中の石綿分析が可能です。高性能な機器を使用し、JIS に則った分析対応を行っております。また、解体等の作業に伴う石綿粉じん濃度の測定も行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

資料 建築基準法施行令の一部を改正する政令案参照条文
建築基準法施行令
建築基準法施行令の一部を改正する政令
建築基準法施行令の一部を改正する政令案要綱
(国土交通省ホームページより)

環境分析箇所 小林正幸